

## 個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)の 特別徴収推進に関する強化月間について

個人住民税の給与所得に関する特別徴収については、平成 22 年 9 月 1 日に開催した福島県地方税滞納整理推進会議の本部会議(会長:県税務課長)において、推進を強化する「ステップアップ宣言」を行ったところです。

給与所得者の方々の利便性を向上させるとともに、滞納の未然防止や税負担の公平性確保にもつながる個人住民税の特別徴収(給与から引き落とし)について、11 月を強化月間とし、市町村と県が連携してさらに徹底を推進します。

県内における個人住民税の納税者は 96 万人であり、このうちサラリーマンなど給与所得者は 73 万人となっている(21 年度)

この給与所得者に課税される個人住民税は、地方税法と市町村条例により、事業者が従業員の給与から差し引き、従業員に代わって市町村に納付しなければならないこととされ(特別徴収)、納税者である従業員にとって便利な制度となっている。

しかし、実際に特別徴収されているのは 48 万人(給与所得者の 66.1%)であり、残り 25 万人は従業員が自分で金融機関等に出向き納税しなければならない状況になっている(普通徴収)。

また、一般に普通徴収の収入歩合が特別徴収よりも低いことから、本来、特別徴収されるべきものが普通徴収されていることが、滞納増加の一因になっているものと考えられる。滞納となった場合、督促状発付等が必要となり、当該経費の負担増となるとともに、事務の非効率化に繋がっている。

こうした状況の中、平成 19 年度に行われた所得税からの税源移譲により個人住民税の税収規模が増大し、地方分権の根幹となる自主財源の大きな柱となる一方で、滞納も年々累増しており、市町村・県双方にとって、滞納額の圧縮が従来に増して大きな課題となっている(個人県民税についていえば、平成 21 年度の決算額は 551 億円で、県税収入合計 1,959 億円の 28%を占めている。一方、滞納繰越額は 41 億円で県税全体の 53 億円の 77%を占めている)。

特別徴収を徹底することにより、25 万人の納税者の利便性の向上と、滞納の未然防止による滞納処分経費の節減、税収確保による安定的な財政運営が期待できる。

このため、県内市町村と県は、連携して、特別徴収を行っていない事業者に対し、昨年度から特別徴収に切り替えるよう推進に取り組んでいるが、本年度は 11 月を強化月間として、月間を中心に集中して、一体的に取り組む。

詳細は次ページ以降をご参照ください。

1 特別徴収の状況（「市町村課税状況等の調」より）

（1）平成21年度個人住民税の特別徴収実施状況（単位：人、％）

	納税義務者数	うち特別徴収	実施率
市部計	581,047	389,793	67.1
町村部計	148,422	92,319	62.2
県計	729,469	482,112	66.1
全国計	47,829,129	33,144,723	69.3

（2）実施率の推移（単位：％）

	平成21年度	平成20年度	平成19年度
市部計	67.1	67.0	66.6
町村部計	62.2	61.9	61.4
県計	66.1	65.9	65.5
全国計	69.3	69.3	69.0

2 取組みの概要（各地域において、実情を踏まえて取組む）

（1）事業者への直接的な働きかけ

未実施の事業者に対し、文書送付・訪問等により、特別徴収への切替推進を強化する。

（2）各種団体への協力依頼

事業者が所属する商工関係団体等に対し、文書送付・訪問等により、特別徴収制度の普及・啓発（機関誌への記事掲載、関係事業者への周知）について協力依頼を行う。  
なお、県の総務部長等の訪問日程は次のとおり。

訪問（予定）日	団体名	訪問者
11月5日（金）14:00~14:15	福島県商工会連合会	県総務部長、福島市市民税課長・納税課長
” 14:15~14:30	福島県中小企業団体中央会	”
11月9日（火）14:00~14:15	福島県商工会議所連合会	県総務部政策監、福島市市民税課長・納税課長
” 14:15~14:30	社団法人福島県人会連合会	”

（3）広報

事業者だけでなく納税者に対しても、制度の概要、メリットについて周知する。

## 個人住民税について

個人住民税とは？

- ア 個人市町村民税と個人県民税を合わせて個人住民税といい、賦課徴収は市町村が行う。
- イ 個人の前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少に関わらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」がある。
  - なお、所得税（国税）は、当該年の所得に応じて課税される。
- ウ 「所得割」の税率は10%（個人市町村民税6%、個人県民税4%）。
- エ 「均等割」の税額は5千円（個人市町村民税3千円、個人県民税2千円）。

納税方法は？

〔特別徴収〕

前年中に給与を支払を受けた者で、4月1日現在に給与を支払を受けている者については、市町村から5月に「住民税の納税通知書」が会社等に送付される。

会社等は通知された税額を6月から翌年5月までの12回、毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに納付する。

〔普通徴収〕

自営業者など、特別徴収されない人には、市町村から6月に「住民税の納税通知書と納付書」が自宅に送付される。

通知された税額を6月、8月、10月、翌年1月の年4回に分けて納める。

新たに特別徴収を行う場合の手続き

従業員が居住する市町村役場税務担当課に対し事業者が手続きを行う。